

議案第 80 号

東京都板橋区立ふれあい館の指定管理者の指定について  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 28 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立ふれあい館の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定  
に基づき、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び所在地

| 名 称             | 所 在 地                 |
|-----------------|-----------------------|
| 東京都板橋区立仲町ふれあい館  | 東京都板橋区仲町 20 番 5 号     |
| 東京都板橋区立徳丸ふれあい館  | 東京都板橋区徳丸二丁目 12 番 12 号 |
| 東京都板橋区立志村ふれあい館  | 東京都板橋区志村三丁目 32 番 6 号  |
| 東京都板橋区立高島平ふれあい館 | 東京都板橋区高島平八丁目 29 番 1 号 |

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

アクティオ・板建総共同事業体

東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

ふれあい館の指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき  
提出するものである。